

「労働者派遣制度の改正について」建議まとまる

本日(9/24)午前、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会(以下、需給部会)は、「労働者派遣制度の改正について」をとりまとめ、厚生労働大臣に建議しました。建議の内容は、前回の需給部会で示された公益側委員の報告案(政策ニュース2009-03号参照)に、労使双方の意見が付されたものとなっています。

規制緩和に一定の歯止め

今回の建議は、連合方針からすると十分とは言えませんが、これまでの労働分野の規制緩和の流れに歯止めをかけ、社会問題となっている「日雇派遣」などに対して一定の規制を行うものとなりました。連合は、事務局長談話を発表し、「連合の運動の成果でもあり、前向きに受け止める」と述べています。談話の全文は以下の通りです。

需給部会に委員として参加しているJAMの市川政策・政治グループ長は、建議のとりまとめにあたって次のように述べています。

総選挙勝利で民主党政権を

市川G長：

需給部会では、2005年から3年以上かけて議論してきた。当初は政府や経営側の規制緩和圧力が強く、労働側はこれを押しとどめるのに必死だった。今回の建議は、無節操な規制緩和の流れを止める第一歩として一定の成果が得られたと思う。しかし、登録型への規制、スポット派遣への対応、『直接雇用みなし規定の創設』など、残された課題も多いので、国会審議を通してさらに良いものにしてもらいたい。そのためにも、予想される総選挙での民主党の勝利と政権交代が何としても必要となる。

「労働者派遣制度の改正について」(建議)に関する談話

日本労働組合総連合会 事務局長 古賀 伸明

1. 本日9月24日、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会(部会長：清家 篤・慶應義塾大学教授)は、「労働者派遣制度の改正について」をとりまとめ、厚生労働大臣に建議した。違法派遣や日雇い派遣の問題など労働者派遣をめぐる深刻な状況や世論の高まりを受けて、労働者派遣法制定以降の規制緩和の流れに歯止めをかけ、一定の規制を行う建議となったことは、連合の運動の成果でもあり、前向きに受け止める。
2. 「報告」は、連合が禁止を求めてきた日雇い派遣を「原則禁止」とした。例外的に認める業務は18業務と、許容できる範囲に限定することができたが、「スポット派遣」への対応が必要である。また、グループ企業での派遣を8割以下とする規制は、妥当である。さらに、マージンに関する情報の公開が義務化されたことは、一歩前進である。派遣労働者が優良な派遣元を選択するための措置として有効に機能するよう、派遣労働者に対して個別の派遣料金の説明がなされるようにするべきである。
3. 一方、今回の見直しでは、登録型派遣について労働者保護につながる規制がほとんど打ち出されなかった。登録型派遣での問題点を把握し、登録型派遣の在り方や労働者保護について、引き続き検討すべきである。また、違法な派遣があった場合に、「行政が雇用申込みを勧告できる」との措置は問題であり、労働者の権利救済の観点から「直接雇用みなし規定」を導入すべきである。さらに、派遣先労働者との均等待遇原則を法律で明記することや、期間を定めずに雇用する派遣労働者について、事前面接等を原則可能にすることに関しては、不必要な情報収集や差別的な行為が行われないよう規制することが必要である。
4. 今後、建議を踏まえて、労働者派遣法改正法案要綱がまとめられることとなる。政治情勢は流動的だが、労働者派遣法改正法案の国会審議が速やかに行われ、労働者保護に実効性ある派遣法改正が実現することを期待する。また、登録型派遣の在り方や常用型派遣の定義等、残された課題についても、引き続き検討することを求めていく。